

鳥獣保護管理法第 38 条に関する検討会（第 1 回）における発言要旨

現行法では対応できない状況

市街地にクマが出没した際、ハンターは警察官の命令がなければ銃を撃つことができません。警察官の命令は、ハンターが襲われるか襲われないかの状況にならなければ命令が下りないため、ハンターが危険にさらされています。そのような差し迫った状況になる以前に、ハンターが今なら撃てると進言する状況で、発砲できるようにしていただきたい。

はこわなにクマを捕獲した場合については、銃による止めさしができる場所に運ぶが、はこわなをユニックにかける際にハンターがクマに襲われる危険があります。その場で銃による止めさしができるれば、そのような危険にさらされることはありませんが、今は警察官による命令は出ないため、銃による止めさしはできません。

論点① 銃猟に伴う捕獲従事者及び住民等の生命又は身体への危険の管理の方法

・ 矢先の安全を確保するための技術

はこわなのクマを止めさしするには、スラッグ弾を用いた散弾銃が適しています。スラッグ弾は射程が短く、貫通力も小さいため、ライフルに比べ安全と言えます。それ以外の状況については、スラッグ弾を用いた散弾銃で済めば良いですが、クマとの距離によっては、ライフルでなければならない場合も考えられます。

バックストップについては、市街地で発砲する場合であっても、土のような柔らかいものであるのが理想です。やむを得ない場合には、軽トラ等の荷台の上からや高い建物の上から撃つなどで代用することができます。（かなり場所と状況が限定されるが、土嚢を積む方法もある。）

弾丸を発射する角度については、できるだけ、地面への撃ち下ろしが良いです。地面をバックストップにすることができます。

・ どのような状況・条件が揃えば発砲可能か

周囲や矢先に人がいなければ発砲することができますと思います。

論点② 役割分担と指揮系統

・ 緊急時に指揮を行う主体

多くの場合、警察官は狩猟の経験がないため、警察官が銃の性能を把握していないため判断を行うのは限界があると思います。ハンターなら自分自身の銃なので十分に性能を理解しているので判断ができますが、緊急性については現状は一義的に警察官が判断することとなるため、ハンターが責任を負うべきではありません。

論点③ 万が一事故が起きてしまった場合の責任の所在等

- ・責任の所在
- ・損失の補償

事故を起こした場合には、ボランティアで協力しているハンターがその責任を問われていますが、あくまで協力を行っている立場であり、指示等する立場の者が責任を負うべきだと思います。

論点④ その他

例えば、はこわなでクマを捕獲して運搬する際に、軽トラックなどの荷台へ移すときに人の力で持ち上げられない場合も多々あるが、その際にはユニック等を使用して持ち上げて荷台に積むが、そのユニック車の提供も会員の無償協力で動員してもらっていたり、長期化により何日も拘束され、それによりハンター自身の仕事が止まり困っており、若者が従事できない大きな原因の1つとなっており担い手不足の大きな要因の1つです。